

物 件 調 書 【 土 地 】

財産の名称	(元)浜村警察署署長宿舍			
所在地	鳥取市気高町勝見字砂山843番14			
面積	571.63㎡	地目	宅地	
形状	長方形状の中間画地	間口	約3.3m	
		奥行	約16m	
接面道路の状況	・北側 幅員約3.3m 道路(建築基準法第42条2項該当) ※東側には幅員約6mの市道が存在するが、直接接道しておらず、鳥取市所有の擁壁(高さ約1.6m)を介して接する。			
位置及び環境	・JR山陰本線「浜村駅」の北方約140mに位置する。			
法令等による制限	都市計画区域	非線引都市計画区域		
	用途地域	-		
	建ぺい率	70%		
	容積率	指定容積率400%、基準容積率240%		
	高度指定	-		
	防火指定	-		
	その他の主な規制	-		
供給処理施設の状況	電気	有	都市ガス	無
	上水道	有	下水道	有
沿革	・昭和34年 土地取得			
その他	・不動産鑑定士によるこの土地の最有効使用の判定：宅地分譲 ・地盤面は概ね平坦。 ・南側隣接地より約0.9m～1.6m高い。 ・東側隣接地より約1.6m高い。 ・西側隣接地より約0.6m高い。 ・埋蔵文化財包蔵地に該当しない。 ・地下埋設物が存する可能性は低い。 ・土壌汚染が発生している可能性は低い。 ・南側の擁壁について、更新の必要な状況にある。また、北東側のブロック塀は隣接地の土圧により傾いており、更新が必要な状況にある。 ・以上は、鳥取県が関係部局等から聞取調査を行ったものであり、詳細については各自の責任において確認を行うものとする。 ・敷地内の不要物等は購入者において処分すること。			

注：物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。上記内容は、鳥取県が関係部局等から聞取調査を行ったものであり、詳細については必ず入札参加者ご自身の責任において、現地及び諸規制についての確認(調査)を行ってください。

なお、売買物件は所有権移転時に現況のまま引渡しがあったものとし、県は隣接地からの樹木や排水管等の越境物や電柱等の占有物について関係者との協議、調整は行いません。